

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

5. 韓国

5.1 審査期間に関する政策等

(1) 業績管理戦略計画

韓国特許庁（以下、「KIPO」という。）の HP に、以下の業績管理戦略計画が掲載されている。⁴⁸

- ・ 2016-2020 年業績管理戦略計画
（Performance Management Strategic Plan（2016-2020））
- ・ 2016 年業績管理戦略計画（2016 Performance Management Strategic Plan）

2016-2020 年業績管理戦略計画において、2015 年までの特許行政の主な成果として以下の 5 点が挙げられており、①の中で、審査・審判の処理期間が短縮されたことが挙げられている。

- ①先進国レベルの審査・審判サービスの提供
- ②創造経済をリードする知的財産権の創出基盤強化
- ③知的財産権の効果的保護基盤の強化
- ④優れた知的財産権の活用能力の向上
- ⑤特許情報システムの高度化及びグローバル協力の強化

また、今後の政策推進方向としては、以下の 5 つの戦略目標を定めており、審査の早さについては特に記載はされていない。

- 戦略目標 1：先進国レベルの審査・審判サービスの提供
- 戦略目標 2：優れた知的財産権創出基盤強化
- 戦略目標 3：知的財産権保護基盤強化
- 戦略目標 4：優れた知的財産権の活用促進
- 戦略目標 5：グローバル知的財産情報を確認リード

なお、上記の 2015 年までの成果及び戦略目標は「2016 年業績管理戦略計画」の中にもほぼ同様の記載がされている。

⁴⁸ 「24 2016 년 특허청 성과관리시행계획」、 「25 특허청 성과관리전략계획 (2016~2020)」

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.sil_kuk.pmplan.BoardApp&c=1001&board_id=pmplan&catmenu=m03_01_03（最終アクセス日：2017 年 2 月 10 日）

5.2 公的統計情報

KIPO の 2015 年知的財産白書に各種統計データが掲載されている。⁴⁹

一次審査の処理期間は 2008 年から 2015 年のうち 2015 年が最も短く、10.0 か月であった。

表 KR-1：一次審査処理期間（月）

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
処理期間	12.1	15.4	18.5	16.8	14.8	13.2	11.0	10.0

審査の状況については、2011 年から 2015 年では、出願の件数及び審査請求がされた件数が増加している。一次審査処理をした件数も増加した。一次審査処理が済んだ出願の件数及び審査が終結した件数件数は、2015 年はこの 5 年間の中では最も少ない。審査未処理（各時点で未終結となったものであり、審査未請求の案件数を含む）の件数が 2015 年はこの 5 年間の中で最も多くなっている。

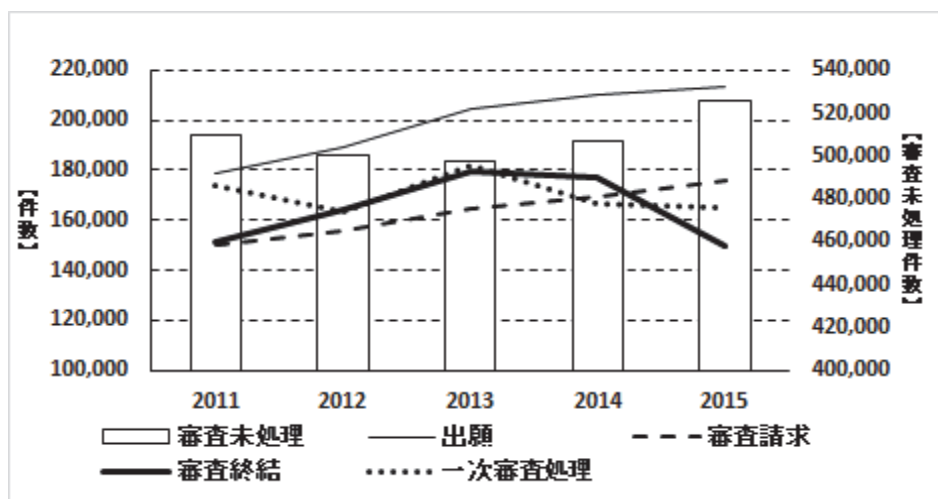


図 KR-1：特許の出願、審査請求、審査処理件数の比較

* 審査未処理以外の件数は左端の目盛りに従う。

出願の最終的な状況については、2009 年～2014 年において、登録決定、拒絶査定及び放棄・取下げの合計件数は増加しており、登録決定の割合（「登録決定／（登録決定+拒絶査定+放棄・取下）」の割合）もほぼ増加していたが、2015 年に件数及び割合とも減少した。

⁴⁹ http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3072&catmenu=m04_02_03（最終アクセス日：2017 年 1 月 30 日）

韓国知的財産基礎情報 2016 年 10 月及び 2015 年 10 月/（JETRO ソウル事務所の「お知らせ」）
<http://www.jetpro-ipur.or.kr> 最終アクセス日：2017 年 1 月 10 日）

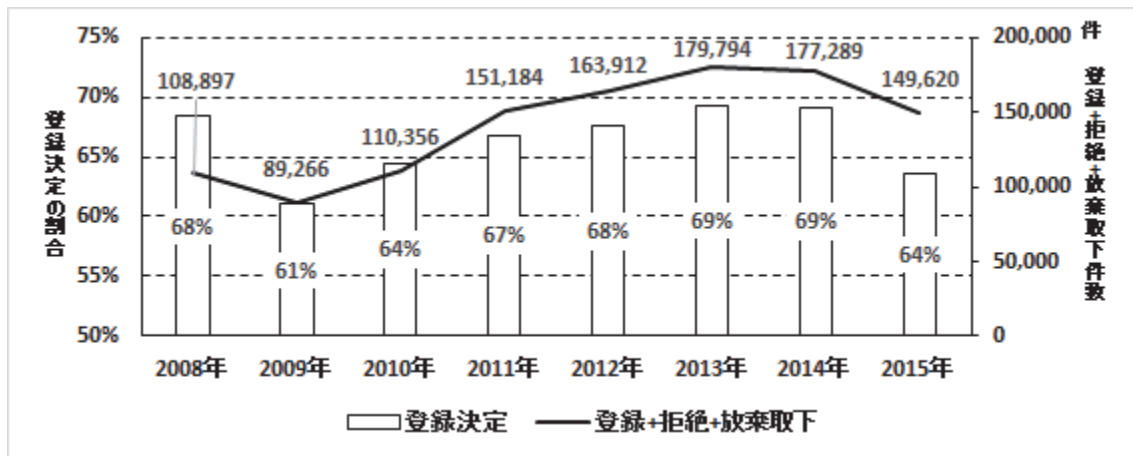


図 KR-2：登録決定、拒絶、放棄取下の件数

5.3 制度・手続

期間についての各制度については、特許法及び特許施行規則等に規定されている。

- ・特許法：2016年3月29日改正 法律第14112号
- ・特許法施行規則：2015年12月31日改正 産業通商資源部令第177号（以下、「規則」という。）
- ・特許及び実用新案審査基準：2016年11月21日⁵⁰（以下「審査基準」という。）

特許出願には、通常の特許出願の他に分割出願があるが、本報告書では特に記載がない限り、通常の特許出願について記載をする。

5.3.1 方式審査等

出願日は、特許出願書が KIPO に到達した日である（特許法第42条の2第1項）。特許請求の範囲を記載しなかった場合でも出願日は認定されるが、優先日等から1年2か月以内に特許請求の範囲を記載する補正をしなければならない（特許法第42条の2第2項）。補正をしないときは、当該出願は取り下げたものとみなされる（特許法第42条の2第3項）。

⁵⁰ http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3075&catmenu=m02_03_03（韓国語、最終アクセス日：2017年2月10日）
http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/patent_examination_guidelines_2013_07.pdf（英語版、2013年7月、最終アクセス日：2017年2月10日）
<http://www.jetro-ipr.or.kr/>（日本語版、JETRO 訳、2014年6月30日版、最終アクセス日：2017年2月20日）

第 42 条の 2 (特許出願日等)

(1) 特許出願日は、明細書及び必要な図面を添付した特許出願書が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に請求範囲は記載しないことができるが、発明の説明は記載しなければならない。

(2) 特許出願人は、第 1 項後段によって特許出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記載しなかった場合には、第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 か月になる日まで明細書に請求範囲を記載する補正をしなければならない。ただし、本文による期限以前に第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から 3 か月になる日又は第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 か月になる日のうち早い日までに補正をしなければならない。

(3) 特許出願人が第 2 項による補正をしなかった場合には、第 2 項による期限となる日の翌日に該当特許出願を取り下げたものとみなす。

出願は、特許法第 46 条各号で定められた要件を満たさないときは、特許庁長官は補正を命じ、出願人は 1 か月以内に意見書を提出することができる（特許法第 46 条、規則第 16 条第 1 項）。

<特許法第 46 条各号で定められた要件>

- ・ 未成年者等の行為（第 3 条第 1 項）
- ・ 代理人の要件（第 6 条）
- ・ 手数料（第 82 条）
- ・ 特許法等で定める方式

特許法第 46 条による補正期間は 1 か月ごと、最大 4 か月延長することができる（審査基準第 1 部第 3 章 4.3 (1) 及び (2)、同第 5 部第 3 章 6.1.2 (1) 及び (2)）。

第 46 条 (手続の補正)

特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。この場合、補正命令を受けた者はその期間にその補正命令に対する意見書を特許庁長又は特許審判院長に提出することができる。

1. 第 3 条第 1 項又は第 6 条に違反した場合
2. この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合
3. 第 82 条によって出すべき手数料を出さなかった場合

規則第 16 条 (期間の指定)

(1) 法第 46 条、法第 141 条又は法第 203 条第 3 項第 1 号によって特許庁長・特許審判院長又は審判長が定めることができる補正期間は 1 か月以内とし、法第 63 条第 1 項の規定による意見書提出期間及び法第 203 条第 3 項第 2 号の規定による補正期間等、法令により特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めることができる期間はこれを 2 か月以内とする。ただし、特許に関する手続に関連した試験及び結果測定に時日を要する時に

はその指定期間は該当試験及び結果測定に所要される期間にする。

審査基準第 1 部第 3 章 4.3、同第 5 部第 3 章 6.1.2

(方式審査に関する指定期間の延長と承認)

(1) 特許法第 46 条による補正期間の指定期間延長は毎回 1 月又は 1 月以上申請することができ、延長希望期間が 1 月未満である場合、その延長希望期間は 1 月とみなす。

(2) 延長が可能な期間は通算して 4 月である。ただし、申請人の責めに帰することができない理由が発生し、又は国内段階に進入する国際特許出願等、指定期間の追加延長が必要だと認められる場合は追加延長ができる。

また、出願が規則第 11 条第 1 項各号に該当するときは、適法な出願とみなされず（規則第 11 条第 1 項）、当該出願を返還する旨が出願人に通知され、出願人は疎明することができる（規則第 11 条第 2 項～第 4 項）。

規則第 11 条（不適法な出願書類等の返戻）

(1) 特許庁長又は特許審判院長は、法第 42 条・第 90 条・第 92 条の 3・第 140 条又は第 140 条の 2 による特許出願、特許権の存続期間の延長登録出願又は審判に関する書類・見本やその他の物（以下、「出願書類」という）が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除いては適法な出願書類等とみなさない。

1. 第 2 条の規定に違反して 1 件ごとに書面を作成しなかった場合
2. 出願又は書類の種類が不明確なものである場合
3. 特許に関する手続を踏む者の氏名（法人の場合には名称）又は出願人コード〔出願人コードがない場合には氏名・住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地）〕が記載されていない場合
4. 韓国語で記載されていない場合（第 4 条第 1 項各号に該当する書類の場合は除く。）
5. 出願書に明細書（明細書に発明の説明が記載されていない場合を含む。）を添付しなかった場合
- 5 の 2. 請求範囲を記載しなかった明細書を特許出願書に添付して特許出願した正当な権利者の出願であってその特許出願当時に既に法第 42 条の 2 第 2 項による明細書の補正期間が経過された場合
6. 固肉に住所又は営業所の所在地を持たない者が法第 5 条第 1 項による特許管理人によらずに提出した出願書類等である場合
7. この法又はこの法による命令が定める期間以内に提出されなかった書類である場合
8. この法又はこの法による命令が定める期間のうち延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
9. 法第 132 条の 3 による審判の請求期間又は特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が指定した期間を経過して提出された期間延長申請書である場合
10. 特許に関する手続が終了された後その特許に関する手続と関連して提出された書類である場合
11. 当該特許に関する手続を踏む権利がない者がその手続と関連して提出した

書類である場合

12. 別紙第2号書式の申告書（包括委任援用制限に限る）、別紙第3号書式の包括委任登録申請書、包括委任登録変更申請書又は包括委任登録撤回書、別紙第4号書式の出願人コード付与申請書又は職権で出願人コードを付与しなければならない場合として当該書類が不明確で受理できない場合
 13. 情報通信網や電氣的記録媒体で提出された特許出願書又はその他の書類が特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁のホームページを利用して作成されず、又は電子文書で提出された書類が電算情報処理組織で処理が不可能な状態で受け付けられた場合
 - 13の2. 第3条の2第2項の規定により提出命令を受けた書類を期間内に提出しなかった場合
 14. 第8条の規定により提出命令を受けた書類を正当な疎明なく疎明期間内に提出しなかった場合
 15. 特許出願人が請求範囲の記載されていない明細書が添付された特許出願に対して出願審査請求書を提出した場合
 16. 請求範囲が記載されていない明細書を添付した特許出願又は法第87条第3項により登録公告をした特許に対して早期公開申請書を提出した場合
 17. 第40条の2第1項各号のいずれか一つに該当し特許可否決定を保留することができない場合
 18. 第40条の3第3項各号のいずれか一つに該当し特許出願に対する審査を猶予することができない場合（審査猶予申請書に限定する）
 19. 特許出願書に添付された明細書又は図面の補正なしに再審査を請求するか、又は法第67条の2第1項ただし書に該当し再審査を請求することができない場合
 20. 法第52条第1項ただし書に基づいて韓国語翻訳文が提出されていないか、又は法第53条第1項第2号、法第59条第2項第2号又は法第64条第2項第2号に該当する場合
- (2) 特許庁長又は特許審判院長は、第1項による不適法なものとみなす出願書類等を返還しようとする場合には出願書類等を提出した出願人等に対して出願書類等を返還するという旨、返還理由及び疎明期間を書いた書面を送付しなければならない。但し、第1項第14号の場合には返還理由を告知し、直ちに書類等を返還しなければならない。
- (3) 第2項の規定により書面の送付を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に別紙第24号書式の疎明書を、疎明なく書類等を疎明期間内に返還受けようとする場合には、別紙第8号書式の返還要請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長又は特許審判院長は返還要請を受けた時には、直ちに書類等を返還しなければならない。
- (4) 特許庁長又は特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書又は返還要請書を提出せず、又は提出した疎明が理由なきものと認める時には、疎明期間が終了した後即時書類等を返還しなければならない。

5.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求前の調査報告書は作成されない。

5.3.3 出願公開

出願は、出願日又は優先日から 18 か月後に公開される（第 64 条第 1 項、規則第 44 条第 1 項）。

第 64 条（出願公開）

(1) 特許庁長は、次の各号の区分による日から 1 年 6 か月が過ぎた後又はそれ以前であっても特許出願人が申請した場合には、産業通商資源部令で定めるところに従いその特許出願に関して特許公報に掲載して出願公開をしなければならない。

1. 第 54 条第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願の場合：その優先権主張の基礎となった出願日
2. 第 55 条第 1 項による優先権主張を随伴する特許出願の場合：先出願の出願日
3. 第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項による 2 つ以上の優先権主張を随伴する特許出願の場合：該当優先権主張の基礎となった出願日のうち最優先日
4. 第 1 号から第 3 項までのいずれかに該当しない特許出願の場合：その特許出願日

規則第 44 条（早期公開等の申請）

(1) 法第 64 条第 1 項によって特許出願日から 1 年 6 か月が経過する前に特許出願の公開を申請しようとする者は、別紙第 25 号書式の早期公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、特許出願と同時に公開を申請しようとする場合（請求範囲が記載された明細書が添付された場合のみ該当する。）には出願書にその旨を記載することによって申請書を提出したことにすることができる。

5.3.4 早期公開

出願人は、出願日から 18 か月が経過する前に、特許出願の早期公開を請求できる（第 64 条第 1 項柱書、規則第 44 条第 1 項及び第 2 項）。

第 64 条（出願公開）

(1) 特許庁長は、次の各号の区分による日から 1 年 6 か月が過ぎた後又はそれ以前であっても特許出願人が申請した場合には、産業通商資源部令で定めるところに従いその特許出願に関して特許公報に掲載して出願公開をしなければならない。

規則第 44 条（早期公開等の申請）

(1) 法第 64 条第 1 項によって特許出願日から 1 年 6 か月が経過する前に特許出願の公開

を申請しようとする者は、別紙第 25 号書式の早期公開申請書を特許庁長に提出しなければならない。ただし、特許出願と同時に公開を申請しようとする場合（請求範囲が記載された明細書が添付された場合のみ該当する。）には出願書にその旨を記載することによって申請書を提出したことにすることができる。

(2) 外国語特許出願又は国際特許出願の場合には、法第 42 条の 3 第 2 項又は法第 201 条第 1 項の規定により韓国語翻訳文を提出した後でなければ早期公開の申請ができない。

5.3.5 審査請求

出願日から 3 年以内に審査請求をすることができる（第 59 条第 1 項及び第 2 項）。

2017 年 3 月 1 日施行の特許法の改正により、審査請求期間が 5 年から 3 年に改正された。ただし、対象となる出願は、2017 年 3 月 1 日以降に出願されたものである。この改正前（2017 年 3 月 1 日より前）に出願された特許出願の審査請求期間は、出願日から 5 年である。

第 59 条（特許出願審査の請求）

(1) 特許出願に対し審査請求があるときにのみこれを審査する。

(2) 誰でも特許出願に対し特許出願日から 3 年以内に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。ただし、特許出願人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出願審査の請求をすることができない。

1. 明細書に請求範囲を記載しなかった場合
2. 第 42 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しなかった場合（外国語特許出願の場合に限定する）

5.3.6 早期審査・優先審査

特許の出願審査は、原則として請求順に行われる（規則第 38 条第 1 項）。

規則第 38 条（審査の順位）

(1) 特許出願に対する審査は、法第 59 条第 1 項の規定による出願審査の請求順位による。

しかしながら、特許庁長官は、要件を満たすときは、他の特許出願に優先して審査をすることができる（特許法第 61 条、規則第 39 条）。

第 61 条（優先審査）

特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する特許出願に対しては審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる。

1. 第 64 条による出願公開後、特許出願人でない者が業として特許出願された発明を実施していると認められる場合
2. 大統領令が定める特許出願として緊急に処理する必要があると認められる場合

規則第 39 条（優先審査の申請）

法第 61 条、「地域特化発展特区に対する規制特例法」第 36 条の 8 又は「先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法」第 26 条により優先審査を申請しようとする者は、別紙第 22 号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定める事項を記載した優先審査申請説明書 1 通
2. 代理人によって手続を踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

5.3.7 特許審査ハイウェイ（PPH）

通常型 PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、グローバル PPH 及び IP5-PPH に参加している。

5.3.8 拒絶理由通知について

拒絶理由の送付期限はない。

審査の結果、特許拒絶決定（特許法第 62 条）をしようとするときは、拒絶理由通知書が出願人に送付され、出願人は当該通知から 2 か月以内に、意見書等を提出して当該拒絶理由を解消することができる（特許法第 63 条、規則第 16 条第 1 項）。

第 62 条（拒絶査定決定）

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかの拒絶理由（以下、“拒絶理由”という。）に該当する場合には、特許拒絶決定をしなければならない。

1. 第 25 条・第 29 条・第 32 条・第 36 条第 1 項から第 3 項まで又は第 44 条により特許することができない場合
2. 第 33 条第 1 項本文による特許を受けることができる権利を有さなかつたり同項ただし書きにより特許を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合
4. 第 42 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 45 条による要件を備えていない場合
5. 第 47 条第 2 項による範囲から外れた補正である場合
6. 第 52 条第 1 項による範囲から外れた分割出願の場合

7. 第 53 条第 1 項による範囲から外れた変更出願の場合
第 63 条 (拒絶理由通知)

(1) 審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合、特許出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。ただし、第 51 条第 1 項によって却下決定をしようとする場合には、この限りでない。

1. 第 62 条の規定により特許拒絶決定をしようとする場合
2. 第 66 条の 3 第 1 項の規定による職権再審査をし取消された特許決定前に、既に通知した拒絶理由で特許拒絶決定をしようとする場合

規則第 16 条 (期間の指定)

(1) 法第 46 条、法第 141 条又は法第 203 条第 3 項第 1 号によって特許庁長・特許審判院長又は審判長が定めることができる補正期間は 1 か月以内とし、法第 63 条第 1 項の規定による意見書提出期間及び法第 203 条第 3 項第 2 号の規定による補正期間等、法令により特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めることができる期間はこれを 2 か月以内とする。ただし、特許に関する手続に関連した試験及び結果測定に時日を要する時にはその指定期間は該当試験及び結果測定に所要される期間にする。

当該期間は請求により 1 か月ごと 4 か月まで延長することができる (審査基準第 1 部第 3 章 4.2 及び同第 5 部第 3 章 6.1.1、これらは同一内容)。

審査基準第 1 部第 3 章 4.2 及び同第 5 部第 3 章 6.1.1

(実体審査に関する指定期間の延長と承認)

(1) 特許法施行規則第 16 条による指定期間の延長申請は、毎回 1 月ずつ 1 回又は 2 回以上一括して申請することができ、延長希望期間が 1 月未満である場合は、その延長希望期間は 1 月とする。

拒絶理由通知による意見書の提出期間 (以下、「意見書の提出期間」という。) を除き、期間延長申請書が受け付けられたときに期間延長申請が承認されたものとみなす。ただし、審査官はこの場合にも利害関係人の利益が不当に侵害されるものと判断した場合は、必要な期間のみ延長を承認し、残りの期間については期間延長の不承認予告通知の後、不承認することができる。

(2) 意見書の提出期間の延長に関する期間延長申請は、延長希望期間の満了日が元来の意見提出通知書において指定した期間の満了日から 4 月を超過しない期間 (以下、「延長申請可能期間」という。) 以内である場合は、期間延長申請書が受け付けられた時に承認されたものとみなすが、延長申請可能期間を超過した場合は、審査官が期間延長が必要である理由を審査し、必要に応じて期間延長を承認する。

審査官は、意見書の提出期間に関する期間延長申請の延長希望期間満了日が延長申請可能期間を超過した場合、延長申請可能期間内でのみ期間延長を承認し、超過した期間については期間延長が必要である理由が次に該当するか否かを検討し、承認の可否を決定する。期間延長承認を決定した後は、その趣旨と期間延長をしようとする場合には、追加で必要な理由を疎明しなければならないという事項を記載し、出願人に通知する。

- ①期間満了前の 1 月以内に初めて代理人を選任し、又は選任された代理人すべてを解任・変更した場合
 - ②期間満了前の 1 月以内に出願人変更申告書を提出した場合。ただし、新しい出願人が追加された場合に限る。
 - ③期間満了前の 2 月以内に外国特許庁の審査結果を受けた後、これを期間延長申請書とともに提出した場合
 - ④意見提出通知書の送達が 1 月以上遅延された場合
 - ⑤原出願若しくは後願が審判又は訴訟に係留中である場合。
 - ⑥拒絶理由に関する試験及び結果の測定にさらなる期間が必要な場合
 - ⑦その他不可避な期間延長が必要だと認められる場合
- ※第三者が審査を請求した出願に関する期間延長である場合は、①～⑤でも不承認

特許決定後に、明白な拒絶理由を発見したときは、審査官は拒絶決定を取り消し、当該出願を再審査することができる（特許法第 66 条の 3）。

第 66 条の 3（特許決定以後の職権再審査）

- ①審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で特許決定を取消し、その特許出願を再審査（以下「職権再審査」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 1. 拒絶理由が第 42 条第 3 項第 2 号、同条第 8 項及び第 45 条の規定による要件に関するものである場合
 2. その特許決定により特許権が設定登録された場合
 3. その特許出願が取り下げられたり、放棄された場合

5.3.9 補正について

出願人は、特許決定謄本送達前までに明細書等の補正をすることができるが、拒絶理由通知を受けた後は以下のような期間に提出する（特許法第 47 条第 1 項）。

- ・ 第 1 号：最初の拒絶理由通知に対する意見書の提出期間
- ・ 第 2 号：拒絶理由通知後の補正への拒絶理由通知に対する意見書の提出期間
- ・ 第 3 号：拒絶査定決定謄本送達後 30 日以内に請求する再審査の請求時

なお、拒絶理由通知（特許法第 63 条第 1 項）に対する意見書の提出期間は、2 か月である（規則第 16 条第 1 項）。

第 47 条 (特許出願の補正)

(1) 特許出願人は、第 66 条による特許決定の謄本を送達する前まで特許出願書に添付した明細書又は図面を補正することができる。ただし、第 63 条第 1 項による拒絶理由通知（以下「拒絶理由通知」という）を受けた後には、次の各号の区分による期間（第 3 号の場合にはその時）にのみ補正することができる。

1. 拒絶理由通知（拒絶理由通知に対する補正により発生した拒絶理由に対する拒絶理由通知除く）を最初に受けたり第 2 号の拒絶理由通知でない拒絶理由通知を受けた場合：該当拒絶理由通知による意見書提出期間
2. 拒絶理由通知（第 66 条の 3 第 2 項の規定による通知をした場合には、その通知前の拒絶理由通知は除く）に対する補正により発生した拒絶理由に対し拒絶理由通知を受けた場合：該当拒絶理由通知による意見書提出期間
3. 第 67 条の 2 による再審査を請求する場合：請求するとき

規則第 16 条 (期間の指定)

(1) 法第 46 条、法第 141 条又は法第 203 条第 3 項第 1 号によって特許庁長・特許審判院長又は審判長が定めることができる補正期間は 1 か月以内とし、法第 63 条第 1 項の規定による意見書提出期間及び法第 203 条第 3 項第 2 号の規定による補正期間等、法令により特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が定めることができる期間はこれを 2 か月以内とする。ただし、特許に関する手続に関連した試験及び結果測定に時日を要する時にはその指定期間は該当試験及び結果測定に所要される期間にする。

5.3.10 拒絶査定不服審判

拒絶査定の決定を受けたときは、出願人は、当該決定の謄本の送達日から 30 日以内に、拒絶査定不服審判又は再審査のいずれかを請求できる（特許法第 132 条の 17、同第 67 条の 2）。

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定を受けたときは、拒絶査定謄本の送達日から 30 日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる（特許法第 132 条の 17）。出願書類の補正をすることはできない。当該期間は、請求により、30 日以内で 1 回延長することができる（特許法第 15 条第 1 項）。また、交通不便の地域にいる者は、30 日以内で 1 回、追加で延長することができる（特許法第 15 条第 1 項ただし書き、規則第 16 条第 4 項）。

不責事由により所定期間内に当該請求をすることができないときは、その事由が消滅した日から 2 か月以内で、当該期間の満了日から 1 年以内に、手続きを補完することができる（特許法第 17 条第 1 号）。

第 132 条の 17 (特許拒絶決定等に対する審判)

特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を受けた者が決定に不服があるときには、その決定謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

第 15 条 (期間の延長等)

(1) 特許庁長は、請求により又は職権で第 132 条の 17 による審判の請求期間を 30 日以内で 1 度だけ延長することができる。ただし、島嶼・僻地等交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところによりその回数及び期間を追加で延長することができる。

規則第 16 条第 4 項

(4) 法第 15 条第 1 項ただし書に基づいて特許庁長又は特許審判院長が追加で延長することができる回数は 1 回とし、その期間は 30 日以内とする。

第 17 条 (手続の追後補完)

特許に関する手続を踏んだ者が責任を負うことができない事由で次の各号のいずれかに該当する期間を守ることができなかつた場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内に守ることができなかつた 手続を追後補完することができる。ただし、その期間の満了日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。

1. 第 132 条の 17 による審判の請求期間

(2) 再審査請求

拒絶査定を受けたときは、拒絶査定謄本の送達日から 30 日以内に再審査請求をすることができ、当該請求と同時に、明細書等の補正及び意見書の提出をすることができる（特許法第 67 条の 2、同 47 条第 1 項第 3 号）。再審査において、拒絶理由を解消できれば拒絶査定は取り消されたものとみなされる（特許法第 67 条の 2 第 3 項）。

第 67 条の 2 (再審査の請求)

(1) 特許出願人は、その特許出願に関し特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日（第 15 条第 1 項により第 132 条の 17 による期間が延長された場合その延長された期間をいう）以内にその特許出願の出願書又は図面を補正して該当特許出願に関し再審査（以下「再審査」という）を請求することができる。ただし、再審査を請求するときに既に再審査による特許拒絶決定があったり第 132 条の 17 による審判請求がある場合には、この限りでない。

(2) 特許出願人は、第 1 項による再審査の請求と共に意見書を提出することができる。

(3) 第 1 項により再審査が請求された場合、その特許出願に対し従前になされた特許拒絶決定は取り消されたものとみなす。ただし、再審査の請求手続が第 16 条第 1 項により無効になった場合には、この限りでない。

(4) 第 1 項による再審査の請求は取り下げることができない。

第 47 条 (特許出願の補正)

①特許出願人は、第 66 条による特許決定の謄本を送達する前まで特許出願書に添付した

明細書又は図面を補正することができる。ただし、第 63 条第 1 項による拒絶理由通知（以下「拒絶理由通知」という）を受けた後には、次の各号の区分による期間（第 3 号の場合にはその時）にのみ補正することができる。

3.第 67 条の 2 による再審査を請求する場合：請求するとき

5.3.11 登録前異議申立

登録前の異議申立制度はない。

ただし、2017 年 3 月 1 日付け特許法改正により、特許登録の公告後 6 か月以内に、瑕疵ある特許に対して特許取消申請制度が導入された（特許法第 132 条の 2～第 132 条の 15）。

5.3.12 登録料の支払い

特許登録のためには、特許査定のお知らせから 3 か月以内に 3 年分の特許料を納付しなければならない（特許法第 79 条第 1 項及び第 3 項）。ただし、以下の場合には、当該 3 か月後にも特許料を納付することができ、いずれも支払わないときは、当該出願は放棄したものみなされる（特許法第 81 条第 3 項、同第 81 条の 3 第 2 項）。

- ・当該 3 か月経過後で 6 か月以内（以下、「追加納付期間」という。）に、追加料金を支払って、特許料を支払う（特許法第 81 条第 1 項及び第 2 項）。
- ・当該 3 か月又は追加納付期間の間に特許料を納付できなかった場合は、特許庁長官は特許料の補填を命じなければならない、当該命令から 1 か月以内（以下、「補填期間」という。）に、追加料金を支払って、特許料の補填をする（特許法第 81 条の 2）。
- ・特許権を受けようとする者が、不責事由により、追加納付期間又は補填期間に特許料を納付できなかった場合は、当該事由消滅日から 2 か月以内で、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年以内に、追加料金を支払って、特許料の支払い又は補填をする（特許法第 81 条の 3 第 1 項及び第 3 項）。

第 79 条（特許料）

(1) 第 87 条第 1 項による特許権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日（以下「設定登録日」という）から 3 年分の特許料を出さなければならない、特許権者はその翌年からの特許料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ出さなければならない。

(3) 第 1 項及び第 2 項による特許料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第 81 条（特許料の追加納付等）

(1) 特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者は、第 79 条第 3 項による納付期間が過ぎた後にも 6 か月以内（以下「追加納付期間」という）に特許料を追加することができる。

(2) 第 1 項により特許料を追加で出すときには、出すべき特許料の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を納付しなければならない。

(3) 追加納付期間に特許料を出さなかった場合（追加納付期間が終わっても第 81 条の 2 第 2 項による補填期間が終わらなかった場合にはその補填期間に補填しなかった場合をいう）には、特許権の設定登録を受けようとする者の特許出願は放棄したものとみなし、特許権者の特許権は第 79 条第 1 項又は第 2 項により出した特許料に該当される期間が終わる日の翌日に遡及して消滅されたものとみなす。

第 81 条の 3（特許料の追加納付又は補填による特許出願と特許権の回復等）

(1) 特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が責任を負うことができない事由で追加納付期間に特許料を出さなかったり補填期間に補填しなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 か月以内にその特許料を出したり補填することができる。ただし、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年が過ぎたときには、この限りでない。

(2) 第 1 項により特許料を出したり補填した者は、第 81 条第 3 項にかかわらずその特許出願を放棄しなかったものとみなし、その特許権は継続して存続していたものとみなす。

(3) 追加納付期間に特許料を出さなかったり補填期間に補填せず特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追加納付期間又は補填期間満了日から 3 か月以内に第 79 条による特許料の 2 倍を出し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合その特許権は継続して存続していたものとみなす。

第 81 条の 2（特許料の補填）

(1) 特許庁長は、特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が第 79 条第 3 項又は第 81 条第 1 項による期間に特許料の一部を出さなかった場合には、特許料の補填を命じなければならない。

(2) 第 1 項により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 か月以内（以下「補填期間」という）に特許料を補填することができる。

(3) 第 2 項により特許料を補填する者は、出さなかった金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定めた金額を出さなければならない。

また、2017 年 3 月 1 日施行の特許法改正により、特許決定をした後であっても、審査官の職権で特許決定を取り消して、再審査ができる（特許法第 66 条の 3 第 1 項）。ただし、対象となる出願は、2017 年 3 月 1 日以降に特許許可通知がされた出願である。

第 66 条の 3 (特許決定以後の職権再審査)

(1) 審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で特許決定を取消し、その特許出願を再審査（以下「職権再審査」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第 42 条第 3 項第 2 号、同条第 8 項及び第 45 条の規定による要件に関するものである場合
2. その特許決定により特許権が設定登録された場合
3. その特許出願が取り下げられたり、放棄された場合

5.3.13 その他の制度

(1) 外国での審査結果の提出

審査官は、優先権主張の基礎となる出願の国の審査結果等の提出を命じることができる（特許法第 63 条の 3）。2017 年 3 月 1 日改正の特許法により条文が追加された。

第 63 条の 3 (外国の審査結果提出命令)

審査官は、第 54 条の規定による優先権主張を伴う特許出願の審査に必要な場合には、期間を定めてその優先権主張の基礎となる出願をした国家の審査結果に対する資料（その審査結果がない場合には、その旨を記す意見書をいう。）を産業通商資源部令で定める方法により提出することを特許出願人に命じることができる。

(2) 遅い審査

審査請求した場合は、審査を遅くすることを請求できる。出願人は、審査請求日から 24 か月より後に審査を受けようとするときは、当該審査請求日から 9 か月以内に、審査を受けようとする時点（出願日から 5 年以内）を記載した審査猶予申請を特許庁長官に提出できる（規則第 40 条の 3 第 1 項及び第 3 項）。

規則第 40 条の 3 (特許出願審査の猶予)

(1) 特許出願人が出願審査の請求をした場合であつて、出願審査の請求日から 24 か月が過ぎた後に特許出願に対する審査を受けようとするなら、出願審査の請求日から 9 か月以内に審査を受けようとする時点（出願日から 5 年以内の場合に限定し、以下「猶予希望時点」という）を書いた別紙第 22 号の 2 書式の審査猶予申請書を特許庁長官に提出することができる。但し、次の各号による特許出願書又は審査請求書にその趣旨及び猶予希望時点を書くことによりその申請書に代えることができる。

1. 第 37 条第 1 項但し書により特許出願と同時に審査請求を行い審査猶予申請も共に行う場合には、別紙第 14 号書式の特許出願書

2. 審査請求と同時に審査猶予申請をする場合（第 1 号の場合を除く）には、別紙第 22 号書式の審査請求書
- (3) 審査官は、第 1 項による審査猶予申請がある場合には、猶予希望時点まで特許出願に対する審査を猶予することができる。但し、次の各号のいずれか一つにあたる場合にはこの限りでない。
 1. 特許出願が分割出願、変更出願又は正当な権利者の出願である場合
 2. 特許出願に対して優先審査決定をした場合
 3. 特許出願審査の猶予申請がある前に、既に拒絶理由を通知するか特許決定書を通知した場合

(3) 特許決定以後の職権再審査

審査官は、出願の特許決定後に明白な拒絶理由を発見したときは、職権で当該特許決定を取り消して当該出願の再審査をすることができる（特許法第 66 条の 3）。

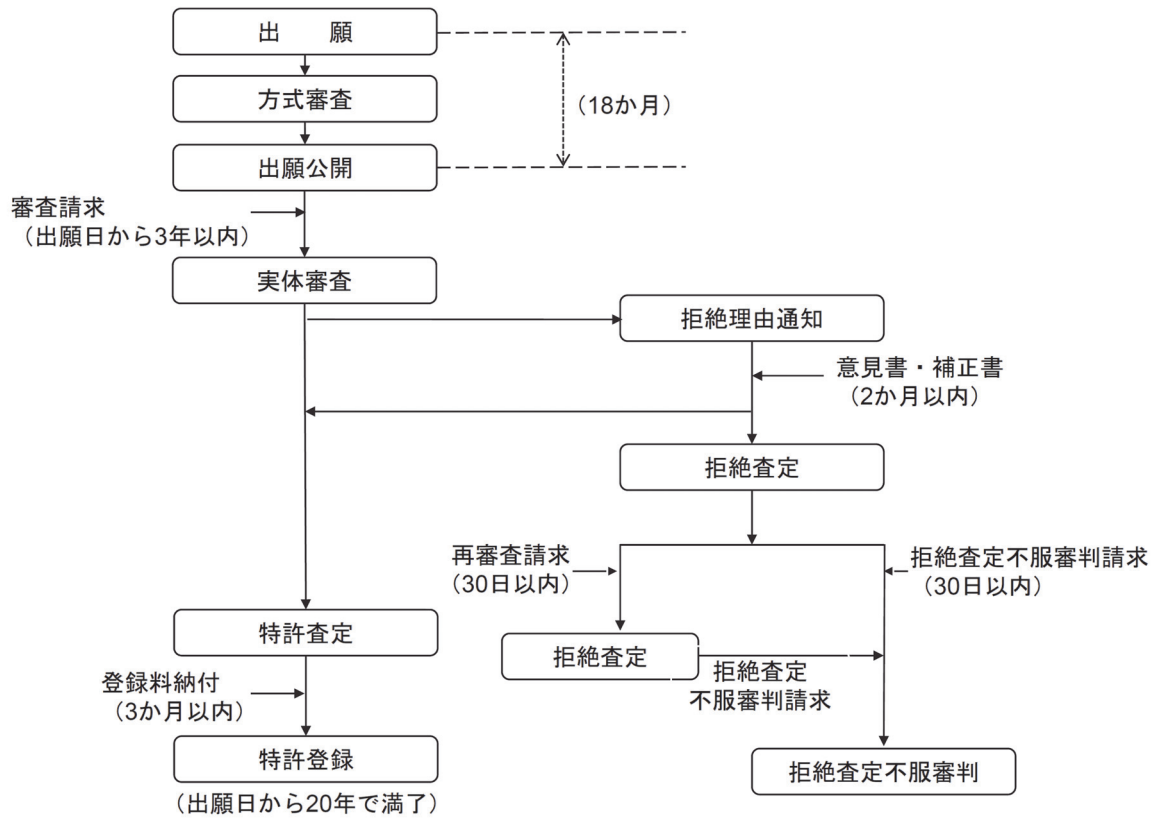
2017 年 3 月 1 日施行の特許法改正により、新設された制度である。

第 66 条の 3（特許決定以後の職権再審査）

- (1) 審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で特許決定を取消し、その特許出願を再審査（以下「職権再審査」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 1. 拒絶理由が第 42 条第 3 項第 2 号、同条第 8 項及び第 45 条の規定による要件に関するものである場合
 2. その特許決定により特許権が設定登録された場合
 3. その特許出願が取り下げられたり、放棄された場合
- (2) 第 1 項の規定により審査官が職権再審査をするには、特許決定を取消すという事実を特許出願人に通知しなければならない。
- (3) 特許出願人が第 2 項の規定による通知を受ける前に、その特許出願が第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することになった場合には、特許決定の取消しは始めからなかったものとみなす。

5.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。⁵¹



⁵¹ 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「韓国」を参考にして作成した。
<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Korea.html> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明專利出願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準 3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	—	—
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	—	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	—	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>